

○財務省告示第七十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十六年度の初日から平成十七年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十七年四月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十六年度の初日から平成十七年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	一三・四三トン
三	一一トン
四	三四、三二四トン
五	一、四三五トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
一、二四六トン	八七八トン	一六、七三八トン	一二一、七六七トン	三九、九一六トン	一、三五八トン	五五三、三三五トン	一、四三四、一一三トン	五、六三九、一七四トン	一一二、二二三トン	八、一九二トン	八、一七五トン	四四、二八〇トン	八トン	〇トン	二〇トン

二九	一、三四二トン
二八	一〇八トン
二七	一八、八四七トン
二六	六、〇六〇トン
二五	〇トン
二四	二〇トン
二三	七、八三八トン
二三	二九七トン
二二	四〇、一九六トン